安全衛生推進者・衛生推進者養成講習実施機関

・常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者（安全管理者の選任を要する業種以外の業種にあっては衛生推進者）を選任し、その者に事業場における安全衛生に係る業務（衛生推進者にあっては衛生に係る業務）を担当させなければなりません。
・熊本労働局長の登録を受けた安全衛生推進者・衛生推進者養成講習実施機関は次のとおりです。講習日程及び講習の申し込み等については、各講習機関に直接お問い合わせ下さい。

令和7年10月1日

講習の種類	講習実施機関（登録番号）	所在地	連絡先
安全衛生推進者養成講習	(一社)熊本県労働基準協会(第1号)	〒861-5535 熊本市北区貢町691-1	☎096-245-7821
衛生推進者養成講習	(一社)熊本県労働基準協会(第1号)	〒861-5535 熊本市北区貢町691-1	☎096-245-7821
	(一社)安全衛生人材開発協会(第33号)	〒810-0802 福岡市博多区中洲中島町4-12	☎092-410-6155